



～自筆証書遺言書の保管制度～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



◆自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者自らが手書きで作る遺言書です。紙とペン、印鑑があれば特別な費用もかからず1人で作成できます。以前は全文の全て手書きが必要でしたが相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や預金通帳のコピーなども認められることになりました。

◆自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書は、自宅で保管されることが多いため、偽造されたり、改ざんされたりする可能性があります。せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、特定の相続人が遺言書をわざと隠したりする可能性もあります。このような自筆証書遺言の問題を解消するための制度が「自筆証書遺言書保管制度」です。この制度では、自筆証書遺言書と、その画像データを法務局（遺言書保管所）で保管してもらうことができます。

◆自筆証書遺言書保管制度のメリット

・紛失や盗難、偽造や改ざんを防げる

法務局（遺言書保管所）で、遺言書の原本と、その画像データが保管されるため、紛失や盗難のおそれはありません。また、遺言者の生存中は、本人以外が遺言書を閲覧できないため偽造や改ざんのおそれもあります。

・遺言書を画像データで閲覧できる

遺言書の原本を保存する際、スキャナーで読み込んだ画像データも一緒に保管されます。保管手続きをした遺言書保管所以外でも、全国の遺言書保管所でモニターを使って閲覧ができます。

・検認手続が不要になる

これまでの、遺言者が亡くなった後、自筆証書遺言書を開封する際には、偽造や改ざんを防ぐため、家庭裁判所で検認を受ける必要がありました。この検認を受けなければ、不動産の名義変更や預貯金の払い戻しができません。自筆証書遺言書保管制度を利用すれば、検認が不要となり、相続人等が速やかに遺言書の内容を実行できます。

◆遺言書を保管する手続き

遺言書を遺言書保管所で保管するためには、遺言者本人が、住所地・本籍地・不動産所在地のいずれかの法務局（遺言書保管所）に出向いて、保管の申請手続きをします。必要な書類に不足等がなければ原本と、その画像データが保管されます。保管後、遺言者の生前は、本人だけが遺言書を閲覧したり、住所などを変更したり、預けた遺言書を返してもらったりすることができます。

◆留意事項

遺言書保管所では、遺言書の全文、日付、氏名の自書、押印の有無などの様式を確認しますが、記載された内容が有効かどうかの確認はされませんので注意が必要です。遺言書の形式面での注意事項や記載例については、法務省ホームページなどを参考にすることができますが、遺言書保管所では、遺言書の内容や書き方についての質問や相談に応じてもらえません。遺言書の作成に関して不明な点がある場合は、専門家へ相談することをおすすめします。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp